

平成30年第9回富山県教育委員会議事日程

8月10日（金）午後1時00分

教育委員会室

1 会議録の承認について

平成30年7月17日開催の平成30年第8回富山県教育委員会会議録の承認について

2 報告事項

(1) 国の登録有形文化財（建造物）の登録について

(2) 平成30年3月県内中学校卒業生進路状況調査結果及び平成30年3月県内高等学校卒業生進路状況調査結果について

(3) 富山県運動部活動の在り方に関する方針等について

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

平成 30 年 8 月 10 日

生涯学習・文化財室

国の登録有形文化財（建造物）の登録について

7 月 20 日に開催された国の文化審議会において、本県の次の建造物を国の登録文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申がされましたのでご報告いたします。

1 登録の概要

名 称 富山電気ビルディング本館、富山電気ビルディング新館
所在地／所有者 富山市桜橋通り 3 番地／富山電気ビルディング株式会社

(1) 本館について

- ①竣 工 昭和 11 年（1936 年）
- ②構 造 鉄筋コンクリート造り、地上 5 階地下 1 階、塔屋付き
- ③設 計/施 工 富永譲吉・内藤多仲／戸田組
- ④特 徴 ・県内初の鉄筋コンクリート造の本格的な複合オフィスビル
 - ・柱形を並べて垂直性を強調した外観で、中央部の大きなバルコニーや両端の丸窓など表情に変化をつけたモダニズム建築
 - ・富山県産業の近代化を象徴する歴史的建造物であるとともに、県庁とともに戦後大空襲で焼け残った富山市復興のシンボル

(2) 新館について

- ①竣 工 昭和 31 年（1956 年）
- ②構 造 鉄筋コンクリート造り、
地上 6 階地下 1 階
- ③設 計/施 工 富永・石塚建築設計事務所
／日本海建興
- ④特 徴 ・本館と同じ設計者による全体にシンプルでモダンな意匠が特徴で、本館同様、柱形や窓など機能上の必須要素のみを巧みに構成した外観は、建築年代が異なるにも拘らず、増築の違和感を感じさせない
 - ・内部は、機能性を重視しつつ、エレベーターホールや会議室の暖炉等に時流に沿った意匠を取り入れている
 - ・本館と外観を一体化させ、角地に並んで建つことで、幹線道路沿いの近代的な都市景観を形成する建造物

2 登録の意義

- (1) 所有者のみならず、県民が、地域の身近な文化資産の価値や魅力を再発見・再認識するとともに、地域の宝・誇りとして末永く保存・継承していくための契機となる。
- (2) 地域固有の優れた歴史的・文化的な資源が保存されることで、住民主体でまちづくりや観光などへの積極的な活用の推進に繋がることが期待される。

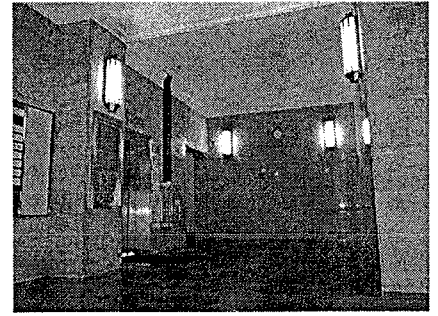
【参 考】これまでの県内の登録文化財（建造物）

※今回の登録で県内の登録文化財（建造物）総数は合計 6 3 箇所 1 2 9 件となる。

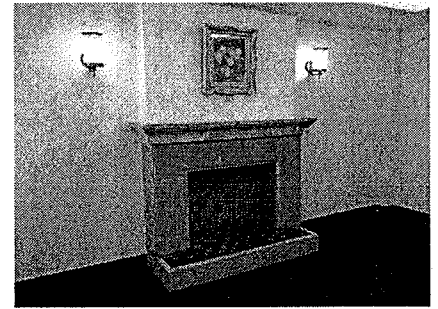
本館



正面外観

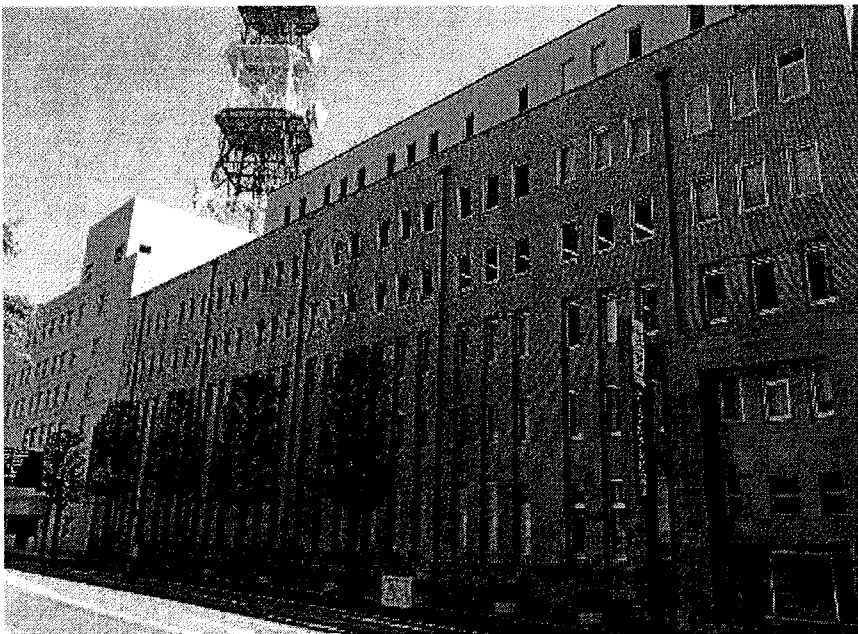


エレベーターホール

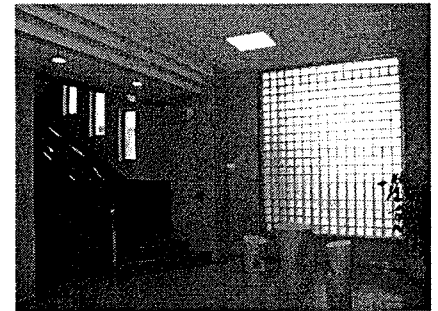


4階3号室内暖炉

新館



正面外観



1階エレベーターホール



3階役員会議室の暖炉

平成30年3月県内中学校卒業生進路状況調査結果

平成30年8月10日
県立学校課

平成30年3月に県内の中学校(国立1校、公立79校1分校、私立1校)を卒業した者について、平成30年5月1日現在における進路状況を調査した結果は、次のとおりである。

1 卒業生の進路状況

- ・県内中学校卒業生数は9,656人(男子4,973人、女子4,683人)で、前年より455人減少した。
- ・高等学校等(高等学校、高等専門学校及び特別支援学校高等部)への進学者数は9,594人(男子4,939人、女子4,655人)で、前年より444人減少した。高等学校等進学率は99.4%(前年99.3%)で、全国第4位(前年第5位)である。
- ・就職者数(表1)のd、e、j、kの合計)は16人で、前年より1人減少した。就職率は0.2%(前年同率)であった。

<表1> 卒業生の進路状況

各年 3月	実数(人)											割合(%)					
	卒業生 a	高等学校 等進学者 b	専修学校等進学・入学者 c			就職者等				その他 h	不詳 死亡 i	(再掲)		高等学校 等進学率		専修 学校等 進学・ 入学率 c/a	就職率 (d+e+j+k)/a
			専修学校 (高等課程)	専修学校 (一般課程) 等	公共職業 能力開発 施設等	自営 業主等 d	無期雇 用労働 者 e	有期雇 用労働 者 f	臨時 労働者 g			bcの うち 就職者 j	「のうち雇 用契約期間 が1年以上 かつフルタ イム勤務相 当の者 k	富山県 b/a	全国 (96.5)		
26	10,063	9,968 (9,930)	2	2	0	29				60	2	3	-	99.1 (98.7)	98.4 (96.5)	0.0	0.3
27	10,189	10,101 (10,041)	1	2	1	19				65	0	1	-	99.1 (98.5)	98.5 (96.6)	0.0	0.2
28	10,095	9,995 (9,938)	2	1	2	24				71	0	3	-	99.0 (98.4)	98.7 (96.6)	0.0	0.3
29	10,111	10,038 (9,994)	1	2	0	15				54	1	2	-	99.3 (98.8)	98.8 (96.4)	0.0	0.2
30	9,656	9,594 (9,532)	0	0	0	4	7	1	5	45	0	4	1	99.4 (98.7)	98.8 (96.3)	0.0	0.2

(注) ()内は高等学校通信制課程への進学者を除いた数値である。
 ・平成30年度の学校基本調査より、調査項目の「就職者」が「就職者等」に変更された。
 ・平成29年度以前の「就職者等」の数値は、「就職者」(就職進学者を除く)の数値である。
 ・「就職率」については、平成29年度以前の考え方と変更はない。

2 高等学校等進学状況

- ・主な進路先は、高等学校全日制が8,946人(前年9,372人)、高等学校定時制が262人(前年266人)、高等専門学校が254人(前年263人)などとなっている。

<表2> 高等学校等進学状況

各年3月	区分	進学者計	高等学校			高等専門 学校	特別支援 学校高等部
			全日制	定時制	通信制		
26	実数(人)	9,968	9,278	303	38	269	80
	進学率(%)	99.1	92.2	3.0	0.4		
27	実数(人)	10,101	9,363	319	60	282	77
	進学率(%)	99.1	91.9	3.1	0.6		
28	実数(人)	9,995	9,263	313	57	282	80
	進学率(%)	99.0	91.8	3.1	0.6		
29	実数(人)	10,038	9,372	266	44	263	93
	進学率(%)	99.3	92.7	2.6	0.4		
30	実数(人)	9,594	8,946	262	62	254	70
	進学率(%)	99.4	92.6	2.7	0.6		

(注) 端数処理のため、各進学率を合計しても進学者計の進学率と一致しない場合がある。

平成 30 年 3 月県内高等学校卒業生進路状況調査結果

平成 30 年 8 月 10 日
県立学校課

平成 30 年 3 月に県内の高等学校(公立 41 校 2 分校、私立 10 校)を卒業した者について、平成 30 年 5 月 1 日現在における進路状況を調査した結果は、次のとおりである。

1 卒業生の進路状況

- ・高等学校卒業生数は 9,195 人(男子 4,558 人、女子 4,637 人)で、前年より 80 人増加した。
- ・大学等(大学学部、短大本科、大学・短大通信制課程、放送大学、大学・短大別科、高等学校専攻科及び特別支援学校高等部専攻科)への進学者数は 4,770 人で、前年より 10 人増加した。大学等進学率は 51.9%(前年 52.2%)で、全国第 22 位(前年 20 位)である。
- ・専修学校等への進学・入学者数は 2,038 人である。ただし、無認可の予備校・私塾等に進学した者は、平成 29 年度まで「専修学校(一般課程)等」に含めて計上していたが、平成 30 年度に変更となった学校基本調査に合わせて「左記以外の者」に計上している。この人数を加えると、2,273 人で、前年より 83 人増加した。
- ・就職者数(就職者 d:2,014 人と就職進学者 i:3 人の合計)は 2,017 人で、前年より 17 人減少した。就職率は 21.9%で前年より 0.4 ポイント低下した。

<表 1> 卒業生の進路状況

各年 3月	実 数 (人)											割 合 (%)					
	卒業生 a	大学等 進学者 b	専修学校等進学・入学者 c			就職者 d		一時的 就業者 e	左記以外の者		不詳 死亡 h	(再掲)b,cの うち就職者 i		大学等 進学率 b/a	専修 学校等 進学・ 入学率 c/a	就職率 (d+i)/a	進学と 就職の 割合 (b+c+d+i)/a
			専修学校 (専門課 程)	専修学校 (一般課 程)等	公共職業 能力開発 施設等	正規	非正規		無認可 の予備 校・私 塾等 f	その他 g		正規	非正規				
26	9,106	4,712 (4,712)	1,627	484	109	—	—	37	—	130	0	—	—	51.7 (51.7)	24.4	22.2	98.2
			2,220			2,007			130			12					
27	9,365	4,870 (4,870)	1,668	476	144	2,061	2	37	—	107	0	18	0	52.0 (52.0)	24.4	22.2	98.5
			2,288			2,063			107			18					
28	9,161	4,762 (4,761)	1,512	516	128	2,076	7	33	—	127	0	8	1	52.0 (52.0)	23.5	22.8	98.3
			2,156			2,083			127			9					
29	9,115	4,760 (4,758)	1,550	517	123	2,024	3	44	—	94	0	7	0	52.2 (52.2)	24.0	22.3	98.5
			2,190			2,027			94			7					
30	9,195	4,770 (4,768)	1,544	341	153	2,000	14	26	235	112	0	3	0	51.9 (51.9)	22.2	21.9	98.5
			2,038			2,014			347			3					

(注) ・ () 内は大学・短期大学通信教育部及び放送大学への進学者を除いた数値である。

- ・「一時的就業者 e」は、アルバイト等、臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者である。
- ・「就職者 d」と「(再掲)b,cのうち就職者 i」の「正規」は正規の職員等で、「非正規」は正規の職員等でない者。なお、「正規」「非正規」の区分は、H27より学校基本調査項目に追加された。
- ・無認可の予備校・私塾等に進学した者は、H29まで「専修学校(一般課程)等」に含めて計上していたが、H30に変更となった学校基本調査に合わせて「左記以外の者」に計上している。

2 大学等への進学状況

(1) 学校種別、設置者別の状況

- ・主な進学先は、大学学部は 4,078 人で前年より 31 人増加し、進学率では、前年同率の 44.4%となっている。うち国公立と私立では、それぞれ 42 人減少、73 人増加した。

<表2> 学校種別・設置者別の進学状況

各年3月	区 分	大学等 進学者	大 学 学 部				短期大学本科				その他
			計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	
26	実数(人)	4,712	3,984	1,255	286	2,443	659	0	35	624	69
	進学率(%)	51.7	43.8	13.8	3.1	26.8	7.2	0.0	0.4	6.9	0.8
27	実数(人)	4,870	4,086	1,235	307	2,544	710	0	41	669	74
	進学率(%)	52.0	43.6	13.2	3.3	27.2	7.6	0.0	0.4	7.1	0.8
28	実数(人)	4,762	4,017	1,222	303	2,492	655	1	31	623	90
	進学率(%)	52.0	43.8	13.3	3.3	27.2	7.1	0.0	0.3	6.8	1.0
29	実数(人)	4,760	4,047	1,262	359	2,426	645	2	30	613	68
	進学率(%)	52.2	44.4	13.8	3.9	26.6	7.1	0.0	0.3	6.7	0.7
30	実数(人)	4,770	4,078	1,172	407	2,499	622	0	24	598	70
	進学率(%)	51.9	44.4	12.7	4.4	27.2	6.8	0.0	0.3	6.5	0.8

(注)・端数処理のため、各進学率を合計しても大学等進学者の進学率と一致しない場合がある。

・「その他」には、大学・短大通信制課程、放送大学、大学・短大別科、高等学校専攻科及び特別支援学校高等部専攻科を含む

(2) 大学学部・短大本科の所在地別の状況

・富山県内に進学した者の割合は24.9%(前年26.9%)で、前年より2.0ポイント低下した。県外については、関東地区が21.8%(前年22.2%)、中部地区が12.0%(前年12.4%)、近畿地区が11.0%(前年同率)などとなっている。

<表3> 所在地別の進学状況

各年3月	区 分	大学・短大 進学者総数	富山県	石川県	福井県	新潟県	関 東	中 部	近 畿	その他
26	実数(人)	4,643	1,191	849	112	171	977	575	603	165
	構成比(%)	100.0	25.7	18.3	2.4	3.7	21.0	12.4	13.0	3.6
27	実数(人)	4,796	1,265	846	108	168	1,070	597	589	153
	構成比(%)	100.0	26.4	17.6	2.3	3.5	22.3	12.4	12.3	3.2
28	実数(人)	4,672	1,155	856	107	174	1,095	588	533	164
	構成比(%)	100.0	24.7	18.3	2.3	3.7	23.4	12.6	11.4	3.5
29	実数(人)	4,692	1,263	855	98	172	1,042	583	518	161
	構成比(%)	100.0	26.9	18.2	2.1	3.7	22.2	12.4	11.0	3.4
30	実数(人)	4,700	1,168	1,027	90	147	1,026	565	517	160
	構成比(%)	100.0	24.9	21.9	1.9	3.1	21.8	12.0	11.0	3.4

(注)・端数処理のため、各構成比を合計しても100.0%にならない場合がある。

(3) 大学学部・短大本科の学部系統別の状況

・学部系統別では、社会科学が30.5%(前年29.9%)と最も高く、次いで工学が17.9%(前年18.4%)、人文科学が12.9%(前年11.6%)などとなっている。

<表4> 学部系統別の進学状況

各年3月	区 分	大学・短大 進学者総数	人 文 学	社 会 学	理 学	工 学	農 学	保 健	家 政	教 育	その他
26	実数(人)	4,643	670	1,281	196	830	72	385	222	504	483
	構成比(%)	100.0	14.4	27.6	4.2	17.9	1.6	8.3	4.8	10.9	10.4
27	実数(人)	4,796	627	1,429	172	815	79	444	252	515	463
	構成比(%)	100.0	13.1	29.8	3.6	17.0	1.6	9.3	5.3	10.7	9.7
28	実数(人)	4,672	595	1,392	154	801	84	418	215	528	485
	構成比(%)	100.0	12.7	29.8	3.3	17.1	1.8	8.9	4.6	11.3	10.4
29	実数(人)	4,692	546	1,402	179	865	82	387	240	546	445
	構成比(%)	100.0	11.6	29.9	3.8	18.4	1.7	8.2	5.1	11.6	9.5
30	実数(人)	4,700	606	1,432	167	840	70	459	200	543	383
	構成比(%)	100.0	12.9	30.5	3.6	17.9	1.5	9.8	4.3	11.6	8.1

(注)・系統別の区分内容は次のとおりである。

「農学」：農学、水産学

「保健」：医学、歯学、薬学、看護学、医療衛生学

・端数処理のため、各構成比を合計しても100.0%にならない場合がある。

3 専修学校等への進学・入学の状況

- ・専修学校等への進学・入学者 2,038 人のうち、医療関係が 24.4%(前年 23.3%)と最も高く、次いで予備校が 15.9%(前年 22.4%)で、工業関係が 14.2%(前年 12.5%)などとなっている。

<図 1> 専修学校等への進学・入学状況

							単位：%
医療関係	認可を受けている予備校	工業関係	衛生関係	商業実務関係	服飾家政関係	教育関係	文化・その他
24.4 (23.3)	15.9 (22.4)	14.2 (12.5)	13.4 (12.7)	11.6 (9.7)	4.2 (3.3)	2.2 (2.8)	12.6 (12.2)
					農業関係	0.8 (0.5)	
					社会福祉関係	0.7 (0.5)	

- (注) ・ () 内は、前年度調査結果の数値であり、無認可の予備校・私塾等に進学した者を含めている。
 ・端数処理のため、各割合を合計しても100.0%にならない場合がある。

4 就職の状況 (職業別)

(1) 県内・県外別の状況

- ・就職先を県内・県外別にみると、県内就職者は 1,898 人と県外就職者の 119 人を大きく上回り、県内就職割合は 94.1%(前年 91.8%)で全国第 2 位(前年第 6 位)となっている。

(2) 職業別の状況

- ・就職者を職業別にみると、生産工程従事者が 56.1%(前年 53.9%)と最も高く、次いでサービス職業従事者が 7.9%(前年 10.8%)、事務従事者が 7.1%(前年 6.7%)、建設・採掘従事者が 7.0%(前年 5.4%)などとなっている。

<図 2> 就職状況 (職業別)

								単位：%
生産工程従事者	サービス職業従事者	事務従事者	建設・採掘従事者	専門的・技術的職業従事者	販売従事者	保安職業従事者	輸送・機械運転従事者	
56.1 (53.9)	7.9 (10.8)	7.1 (6.7)	7.0 (5.4)	6.0 (5.9)	5.0 (5.5)	3.9 (3.2)	3.7 (3.6)	
						運搬・清掃等従事者	1.7 (2.9)	
						農林漁業従事者	0.6 (0.7)	
						その他	0.9 (1.3)	

- (注) ・ () 内は、前年度調査結果の数値である。
 ・端数処理のため、各割合を合計しても100.0%にならない場合がある。

5 進路決定率

- ・進路決定率(進学者と就職者の合計の割合)は、98.5%(前年同率)となっている。

<表 5> 進路決定率

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
割合(%)	98.1	98.1	98.5	98.3	97.8	98.2	98.5	98.3	98.5	98.5

- (注) ・進路決定率は、表 1 における (b+c+d+f)/a で、H26 に本県独自に発表した指標である。

今後の教育委員会等の日程について

- 平成30年9月28日（金） 15:30 予定
教育委員会（教育委員会室）

富山県運動部活動の在り方に関する方針

平成30年8月10日

富山県教育委員会

目次

策定の趣旨	．．． 1
1 運動部活動の位置付け	．．． 3
2 適切な運営のための体制整備	．．． 4
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 適切な休養日と活動時間の設定	．．． 6
4 適切な指導の実施	．．． 7
(1) 適切な指導	
(2) 運動部活動における不祥事の防止	
(3) 事故防止と事故への対応	
(4) 指導現場での応急処置	
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	．．． 13
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 外部指導者の活用	
(3) 地域との連携等	
(4) 参加する大会等の精選	

策定の趣旨

- 学校の運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）をはじめとした関係者の取組や指導のもとに行われています。
- 部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、同じ目的を持った仲間と学級や学年を越えて活動することで、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きく、教育課程での取組と相まって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。
- 一方、近年、少子化による生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少、専門性を有する運動部顧問の不足、生徒のニーズや保護者の要望への対応、長時間の練習などの課題も指摘されています。また、指導に当たる教員等は、いかなる場合であっても体罰を加えることはあってはならず、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意するとともに、幅広い知識や技能を継続的に習得して指導力を向上させていくことが求められています。
- これまで富山県教育委員会では、適切な休養日の設定や体罰根絶に向けた取組の徹底に関する通知を発出し、平成26年9月には運動部活動の適切な運営を図るため「運動部活動運営の手引き」を策定するなど運動部活動が適切に行われるとともに、運営や指導方法の一層の向上が図られ、運動部活動が充実するように取り組んできました。
- こうした中、平成30年3月、スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）が策定され、国ガイドラインに則った各都道府県の方針の策定が求められていることから、富山県教育委員会では、平成26年9月の「運動部活動運営の手引き」を改定し、国ガイドラインに則り、新たに「富山県運動部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定しました。
- 国ガイドラインは、中学校（特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象としつつ、国ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても原則として適用することとされています。また、国ガイドライン中「適切な休養日等の設定」等については、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、国ガイドラインに準じた取扱いをするよう求めています。

○ こうしたことも踏まえて、県方針は、高等学校(特別支援学校高等部を含む。以下同じ。)も対象とすることとします。その際、高等学校段階においては、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意することとします。

なお、「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日と活動時間の設定」については、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、県方針に準じた取扱いをするものとします。

○ 県方針を踏まえ、各学校において部活動の内容や指導の在り方について必要な検討や見直し、創意工夫による改善が進められ、部活動の意義が十分発揮できるよう教育活動の一環として適切で効果的な活動が行われるとともに、生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現がなされることを期待します。

1 運動部活動の位置付け

- (1) 学校の運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程と関連して行われるものである。
- (2) 運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、体力や技能の向上を図る目的以外にも、①スポーツの楽しさや喜びを味わう、②生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる、③体力の向上や健康の増進につながる、④教育課程(保健体育等)の指導で身に付けたものを発展、充実、活用する機会になる、⑤運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる、⑥自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する、⑦自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす、⑧友情を深めるとともに学級内とは異なる人間関係の形成につながるなど、同じ目的を持った仲間と学級や学年を越えて活動することで、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きく、教育課程での取組と相まって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられる。
- (3) 運動部活動の実施の際には、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることが求められる。

また、生徒が取り組みたいスポーツの種目、身につけたい技能や記録の向上は様々であることから、学校では、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目の実施、複数校による合同実施など運動部活動の充実に向けて検討し、さらに、学校と地域関係者が相互に情報提供し、理解しつつ、地域社会全体が連携、協働した取組も望まれる。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 学校の設置者

富山県教育委員会及び市町村教育委員会（以下「学校の設置者」という。）は、国ガイドラインに則り、県方針を参考に、運動部活動の休養日の設定及び活動時間その他適切な部活動の取組に関する「設置する学校に係る運動部活動の方針」（以下「学校の設置者の方針」という。）を策定する。

なお、学校の設置者は、次のイ及びウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、富山県教育委員会が示す様式例を参考にするなど、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

イ 校長

校長は、学校の設置者の方針に則り、毎年度、運動部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、当該活動方針及び運動部顧問から提出された活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 運動部顧問

運動部顧問は、次の活動計画等を作成し、校長に提出する。

- (ア) 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）
- (イ) 毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）
- (ウ) 毎月の活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、外部指導者も活用することとする。

なお、部活動指導員や外部指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を

受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 適切な休養日と活動時間の設定

(1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、原則として、次のとおりとする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けること。

ウ 1日の活動時間(移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く。)は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

(2) 季節によって屋外競技の活動場所が限られ、また、スキー等のシーズンスポーツでは活動期間が限られるという富山県の地域性や、目標の大会に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもある学校の実態を考慮し、運動部活動における休養日及び活動時間については、事前に活動計画等により校長の承認を得た場合は、次によることも認められるものとする。

ア 休養日については、年間で104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とすること。

イ 大会や練習試合等により、1日の活動時間が(1)ウに抛り難い場合は、その後に休養日を設けるなど、生徒の運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活に支障が生じないよう配慮すること。

4 適切な指導の実施

(1) 適切な指導

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部活動は、学級や学年を離れ、生徒と密接に交流できる重要な場であり、運動部顧問の指導の下で、運動部活動の意義が十分発揮できるように学校において計画する教育活動として適切に行われることが求められる。

運動部活動を指導する運動部顧問は、日々の運動部活動において、共通の目標に向かって生徒と一緒に汗を流し、話し合い、励まし合い、高め合っていく活動を通して、担任や保護者とは違う面での生徒理解を深めることができる。そのためにも、運動部顧問には、①指導理念をもつ、②常に安全に配慮し、安心して活動できる環境を整える姿勢をもつ、③生徒とともに学び、汗を流す姿勢をもつ、④生徒の個性と自主性を尊重し、柔軟に対応する姿勢をもつ、⑤生徒の心身の発達を大切にしながら、豊かな人間形成を図る姿勢をもつ、⑥学校生活を大切に作る姿勢をもつ、⑦先輩教員・同僚教員から学ぶ姿勢をもつといった姿が求められる。

ウ 充実した指導のために必要な7つの事項

- ① 学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考える。
- ② 適切な指導体制を整える。
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定する。
- ④ 生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- ⑤ 厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別する。
- ⑥ 最新の科学的な指導内容・方法を取り入れる。
- ⑦ 継続的に、多様な面で指導力の向上を図る。

エ 指導上の留意事項

- ① 生徒の人権や人格を尊重すること。
- ② 生徒の自主性を尊重し、状況によって誰でも入・退・転部できるようにすること。
- ③ 生徒の発育段階や実態(活動状況、健康状態等)を考慮して指導すること。
- ④ 学校の教育活動全体との調和を図り、見通しをもって指導すること。
- ⑤ 生徒のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がけること。

- ⑥ 生徒の志向（「競技志向」、「楽しみ志向」）を生かし、勝利至上主義とならないこと。
- ⑦ 運動部顧問間や外部指導者などと役割分担等を十分協議し、連携した指導体制をつくること。
- ⑧ 結果だけでなく過程を大切にし、生徒たちの努力を進んで賞賛すること。
- ⑨ 保護者との信頼関係を築き、理解を得ること。

オ 運動部顧問

(ア) 運動部顧問は、生徒の生命・身体の安全を確保するために必要な指導及び監督をする義務(注意義務)があり、①潜在的な危険を早く発見し、早く取り除く配慮、②潜在的な危険が重ならないようにする配慮、③二次的な事故にならないようにする配慮などが求められる。

(イ) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(ウ) 運動部顧問は、中央競技団体が作成する運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成）を活用して、ア及びオ(イ)に基づく指導を行う。

カ 運動部活動を支える組織として、顧問会議、キャプテン会・部会（ミーティング）がある。生徒が活発に活動を展開するための運動部活動の内容と方法を定期的に検討する組織として顧問会議を充実させたり、生徒による自主的な運営を高めていくためのリーダーの育成の役割を担うキャプテン会や部員同士や部員と運動部顧問が互いの意見等を交換できる場としての部会（ミーティング）を定期的を開催することが必要である。

また、家庭や地域との連携も考える必要があり、保護者の理解と協力は不可欠である。このため、運動部顧問と保護者が話し合う場を大切にし、相互の信頼関係を深めることが大切である。

(2) 運動部活動における不祥事の防止

運動部活動を含め、学校における体罰等の不祥事を防止するためには、教職員一人ひとりが意識を高め、生徒の心身の健全な発達を担う部活動顧問として、自分の言動を常に振り返り、生徒との間に望ましい人間関係を形成する努力を継続することはもちろんのこと、学校として体罰等の不祥事を「しない」、「させない」、「許さない」という雰囲気在校内に醸成し、開かれた組織を確立することが求められる。

ア 体罰の防止

体罰は、「学校教育法」第11条で禁止されている行為であり、教職員個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失ってしまい、本来行わなければならない教育活動が効果的に行えない状況になるなど、学校教育全体において絶対にあってはならないものである。

(ア) 原因又は背景

- ・ 生徒と指導者との間の信頼関係が構築されていない。
- ・ この程度なら体罰には該当しないという甘い認識や、懲戒についての理解不足より、その場の状況で感情的になり、行き過ぎた行動をとってしまう。
- ・ 指導者は、「力で集団の秩序を維持することが効果的である」、「部活動には厳しい指導が必要である」という考えをもっており、「体罰も時には必要である」、「体罰は教育的効果がある」という誤った指導観を持っている。
- ・ 大会での成績や生徒のしつけについて、保護者が過度の期待や願いを持っている。
- ・ 保護者や地域等に対して、活動目標や指導方針について説明がなされていない。
- ・ 指導者には、生徒に「勝つ喜び」を体験させたいという強い思いがあり、指導がうまくいかないことに対する焦りがある。 等

(イ) 未然防止に向けて

- ・ 一時的な感情で行動しないための方法について研修する。
- ・ 人権に関する研修を計画的に実施する。
- ・ 体罰と懲戒の違いについて理解を深める。
- ・ 体罰に頼らない指導力の向上を図るための研修等を活用する。
- ・ 自主的に部活動に取り組む生徒を育成するための指導法について学び、長期的な視野に立って、根気強く指導する。

- ・ 生徒と向き合う時間を確保し、自主性や集団の中での自律性を育てる指導を心がける。
- ・ 指導者が集まり、厳しい指導と体罰等の許されない指導の区別について、共通認識を図る機会を設ける。

イ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の防止

学校においては、教職員と生徒の関係が固定されているため、生徒が拒否をしたり、逃れたりすることは難しい状況があり、セクハラを起こしやすい環境にある。

運動部活動においては、運動部顧問の果たす役割は重要であるが、ともすれば、生徒に対し絶対的、支配的な立場にあるとの錯覚に陥り、このことがセクハラを起こす要因になっている場合がある。

セクハラを受けた生徒は、学習や部活動への意欲を失ったり、教職員に対する不信感を持ったりするばかりでなく、将来にわたって不安や人間不信を背負う場合があることを深く認識し、教職員として高い倫理観と規範意識の涵養に努めなければならない。

ウ パワー・ハラスメント（パワハラ）の防止

パワハラは「職場の上下関係や権力を利用し、業務や指導などの適正なレベルを超えて、継続的に行われる強制や嫌がらせ」と定義されている。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

指導のつもりであったとしても、適正なレベルを超えると生徒を傷つけてしまう場合がある。また、その適正なレベルは生徒一人ひとり異なるので、生徒に見合った言動をとる必要がある。画一的な対応で生徒を育てることはできない。

また、生徒との良好な人間関係が形成されている場合の「この程度でパワハラと思われるわけがない」という過信には十分気を付けなければならない。

パワハラは、生徒が能力を発揮する機会を押しつぶし、阻害するものであり、個人の尊厳を傷つける人権侵害でもある。パワハラのない運動部活動づくりのためには、運動部顧問と生徒の相互が相手の人格の尊重と、相手方の立場に立った行動をとることが重要であり、運動部顧問が地位等を利用して人格的な支配を行ったり、心理的圧迫や身体的苦痛を与えたりすることは、絶対に認められるものではない。

エ 部費の適正な管理

部費の事務処理については、学校という公の施設において教員により会計処理が行われていること、また、資金の拠出者である保護者への説明責任等を果たす必要があることから、県費外会計ではあるが、県費会計に準じた適正な事務処理が求められる。

(3) 事故防止と事故への対応

ア 事故防止の基本的な考え方

活動中における事故防止を図るためには、個人や個々の部活動のみで対応するのではなく、学校が組織として安全な教育環境実現のため、取り組んでいく必要がある。

また、運動部活動には生徒の年齢・体格・体力・技能・体調・疾患、練習内容や方法、指導者の管理・監督・指導、施設・設備、使用する用具及び自然環境など、様々な要因によって大きな事故や偶発的な事故につながる可能性を有している。

事故は当然と考えるものではなく、また一方、活動が消極的になっても学習の効果が得られない。このため、学校においては、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための万全なシステムづくりが必要である。

また、けがや事故を未然に防ぐためには、生徒一人ひとりが安全に関する知識や技能を身に付け、生徒自身が積極的に自他の安全を守れるようにすることが大切である。

イ 運動部活動を安全に進める上でのポイント

運動部活動中の事故防止においては、「安全学習」と「安全指導」の側面があるが、相互の関連を図りながら、計画的・継続的に進めることが重要であり、活動場面の違いや運動種目等の特性により、安全対策を講じなければならない。同様に「安全教育」や「安全管理」を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修の実施等、生徒等を含めた校内の協力体制を構築し、また、家庭及び地域社会と密接に連携を深めながら、「組織活動」を円滑に進めることが重要である。

また、熱中症への対策については、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務となっている。

こうしたことから、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、運動部活動において、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の運動部活動については、原則として行わないようにするものとする。

ウ 事故防止に対する取組

(ア) 連絡体制の整備

万が一、学校の管理下において事故が発生した場合には、生徒の生命を守り、負傷の悪化を最小限に抑えるため、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。応急手当が適切に行われるためには、学校の連絡通報体制が確立されていることが必要であり、平素から全教職員に、どのような時に、どのような対応をするか周知され、共通理解が図られていることが大切である。

(イ) 事故防止のための安全点検等

学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。

(ウ) 指導計画の作成と見直し

運動部活動の指導計画においては、短期(1週間から1か月)だけでなく、中・長期(1～3年)を見通し、段階的、継続的に作成する必要がある。短期間に無理な練習を続けることは、危険が増加するだけでなく、以後の競技生活に悪影響を与えかねない。このため、発育発達の途上にある中学生及び高校生の指導では、中・長期的に計画を作成することが大切である。

また、練習計画を詳細に検討し実施したとしても、実際には、当初の計画との違いが生じてくることから、その日の天候、部員の健康状態や疲労状態等の状況を把握し、適時変更することはもちろんのこと、練習後に、その日の練習をふりかえり、指導及び練習方法、活動場所の変更、練習日時の変更などを検討する必要がある。

エ 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、運動部顧問は状況を把握するとともに、近くの人に協力を求める。応急手当を行うとともに、救急車を要請し、校長等の管理職へ連絡する。

運動部顧問は、救急車に同乗し搬送先の病院を確認し、病院において保護者に状況を説明する。

校長等の管理職は、保護者へ搬送先の病院等の連絡をするとともに、教育委員会へ第一報を入れ、病院へ向かう。

(4) 指導現場での応急処置

運動部活動中において、けがや事故が発生したときの指導現場における応急処置の主なものとして、①心肺蘇生法、②R I C E法(捻挫、打撲、骨折の疑いのあるとき)、③止血法、④頭部外傷への対策、⑤熱中症への対策があげられる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあること、また、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置するよう努める。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 学校の設置者及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 外部指導者の活用

ア 部員数が増え、活動が活発になると、部員が求める目標も多様化してくる。運動部顧問としては、様々な工夫をして、全部員の欲求や目標に応えられるようにしていきたい。そのためには、研修会等に参加して自己研鑽に励むとともに、卒業生や地域のスポーツ指導者などの外部指導者に協力を求めることが考えられる。

イ 学校の設置者及び校長は、高度化・多様化する生徒のニーズに対応するため、専門的な実技指導力を有する指導者、トレーナーや栄養士を活用し、運動部活動の活性化と指導体制の充実に努める。

(3) 地域との連携等

ア 県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、公益財団法人富山県体育協会及び市町村の体育協会、県内の競技団体、総合型地域スポーツクラブ、プロスポーツなどスポーツ関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 公益財団法人富山県体育協会及び市町村の体育協会、県内の競技団体、総合型地域スポーツクラブ及びその他のスポーツ関係団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

また、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 学校の設置者等は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

(4) 参加する大会等の精選

ア 富山県中学校体育連盟、富山県高等学校体育連盟、富山県高等学校野球連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

イ 校長は、富山県中学校体育連盟、富山県高等学校体育連盟、富山県高等学校野球連盟及び学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

また、参加する大会に向けての合宿や遠征等の実施についても、年間の活動計画に位置づけるとともに、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくするよう配慮する。

富山県立学校に係る運動部活動の方針

平成 30 年 8 月 10 日

富山県教育委員会

目次

策定の趣旨	・・・ 1
1 運動部活動の位置付け	・・・ 3
2 適切な運営のための体制整備	・・・ 4
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 適切な休養日と活動時間の設定	・・・ 5
4 適切な指導の実施	・・・ 6
(1) 適切な指導	
(2) 運動部活動における不祥事の防止	
(3) 事故防止と事故への対応	
(4) 指導現場での応急処置	
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	・・・ 12
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 外部指導者の活用	
(3) 地域との連携等	
(4) 参加する大会等の精選	

策定の趣旨

- 学校の運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）をはじめとした関係者の取組や指導のもとに行われています。
- 部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、同じ目的を持った仲間と学級や学年を越えて活動することで、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きく、教育課程での取組と相まって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。
- 一方、近年、少子化による生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少、専門性を有する運動部顧問の不足、生徒のニーズや保護者の要望への対応、長時間の練習などの課題も指摘されています。また、指導に当たる教員等は、いかなる場合であっても体罰を加えることはあってはならず、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意するとともに、幅広い知識や技能を継続的に習得して指導力を向上させていくことが求められています。
- これまで富山県教育委員会では、適切な休養日の設定や体罰根絶に向けた取組の徹底に関する通知を発出し、平成26年9月には運動部活動の適切な運営を図るため「運動部活動運営の手引き」を策定するなど運動部活動が適切に行われるとともに、運営や指導方法の一層の向上が図られ、運動部活動が充実するよう取り組んできました。
- こうした中、平成30年3月、スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）が策定され、国ガイドラインに則った各都道府県の方針の策定が求められていることから、富山県教育委員会では、平成26年9月の「運動部活動運営の手引き」を改定し、国ガイドラインに則り、新たに「富山県運動部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定しました。
- この県方針の策定を受け、県立学校を所管する富山県教育委員会では、国ガイドラインに則り、県方針を参考に「富山県立学校に係る運動部活動の方針」（以下「本方針」という。）を策定しました。
- 本方針は、県立の特別支援学校中学部と高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）を対象としていますが、高等学校段階においては、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意することとします。
また、「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日と活動時間の設定」について

ては、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じた取扱いをするものとします。

- 本方針を踏まえ、各学校において部活動の内容や指導の在り方について必要な検討や見直し、創意工夫による改善が進められ、部活動の意義が十分発揮できるよう教育活動の一環として適切で効果的な活動が行われるとともに、生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現がなされることを期待します。

1 運動部活動の位置付け

(1) 学校の運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程と関連して行われるものである。

(2) 運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、体力や技能の向上を図る目的以外にも、①スポーツの楽しさや喜びを味わう、②生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる、③体力の向上や健康の増進につながる、④教育課程(保健体育等)の指導で身に付けたものを発展、充実、活用する機会になる、⑤運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる、⑥自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する、⑦自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす、⑧友情を深めるとともに学級内とは異なる人間関係の形成につながるなど、同じ目的を持った仲間と学級や学年を越えて活動することで、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きく、教育課程での取組と相まって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられる。

(3) 運動部活動の実施の際には、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることが求められる。

また、生徒が取り組みたいスポーツの種目、身につけたい技能や記録の向上は様々であることから、学校では、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目の実施、複数校による合同実施など運動部活動の充実に向けて検討し、さらに、学校と地域関係者が相互に情報提供し、理解しつつ、地域社会全体が連携、協働した取組も望まれる。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 校長

校長は、本方針に則り、毎年度、運動部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、当該活動方針及び運動部顧問から提出された活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

イ 運動部顧問

運動部顧問は、次の活動計画等を作成し、校長に提出する。

- (ア) 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）
- (イ) 毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）
- (ウ) 毎月の活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 適切な休養日と活動時間の設定

(1) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、原則として、次のとおりとする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。)

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けること。

ウ 1日の活動時間(移動時間、準備及び片付け等に要する時間は除く。)は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

(2) 季節によって屋外競技の活動場所が限られ、また、スキー等のシーズンスポーツでは活動期間が限られるという富山県の地域性や、目標の大会に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもある学校の実態を考慮し、運動部活動における休養日及び活動時間については、事前に活動計画等により校長の承認を得た場合は、次によることも認められるものとする。

ア 休養日については、年間で104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とすること。

イ 大会や練習試合等により、1日の活動時間が(1)ウに抛り難い場合は、その後に休養日を設けるなど、生徒の運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活に支障が生じないよう配慮すること。

4 適切な指導の実施

(1) 適切な指導

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部活動は、学級や学年を離れ、生徒と密接に交流できる重要な場であり、運動部顧問の指導の下で、運動部活動の意義が十分発揮できるように学校において計画する教育活動として適切に行われることが求められる。

運動部活動を指導する運動部顧問は、日々の運動部活動において、共通の目標に向かって生徒と一緒に汗を流し、話し合い、励まし合い、高め合っていく活動を通して、担任や保護者とは違う面での生徒理解を深めることができる。そのためにも、運動部顧問には、①指導理念をもつ、②常に安全に配慮し、安心して活動できる環境を整える姿勢をもつ、③生徒とともに学び、汗を流す姿勢をもつ、④生徒の個性と自主性を尊重し、柔軟に対応する姿勢をもつ、⑤生徒の心身の発達を大切にしながら、豊かな人間形成を図る姿勢をもつ、⑥学校生活を大切に作る姿勢をもつ、⑦先輩教員・同僚教員から学ぶ姿勢をもつといった姿が求められる。

ウ 充実した指導のために必要な7つの事項

- ① 学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考える。
- ② 適切な指導体制を整える。
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定する。
- ④ 生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- ⑤ 厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別する。
- ⑥ 最新の科学的な指導内容・方法を取り入れる。
- ⑦ 継続的に、多様な面で指導力の向上を図る。

エ 指導上の留意事項

- ① 生徒の人権や人格を尊重すること。
- ② 生徒の自主性を尊重し、状況によって誰でも入・退・転部できるようにすること。
- ③ 生徒の発育段階や実態（活動状況、健康状態等）を考慮して指導すること。
- ④ 学校の教育活動全体との調和を図り、見通しをもって指導すること。
- ⑤ 生徒のバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の設定を心がけること。

- ⑥ 生徒の志向（「競技志向」、「楽しみ志向」）を生かし、勝利至上主義とならないこと。
- ⑦ 運動部顧問間や外部指導者などと役割分担等を十分協議し、連携した指導体制をつくること。
- ⑧ 結果だけでなく過程を大切にし、生徒たちの努力を進んで賞賛すること。
- ⑨ 保護者との信頼関係を築き、理解を得ること。

オ 運動部顧問

(ア) 運動部顧問は、生徒の生命・身体の安全を確保するために必要な指導及び監督をする義務(注意義務)があり、①潜在的な危険を早く発見し、早く取り除く配慮、②潜在的な危険が重ならないようにする配慮、③二次的な事故にならないようにする配慮などが求められる。

(イ) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(ウ) 運動部顧問は、中央競技団体が作成する運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成）を活用して、ア及びオ(イ)に基づく指導を行う。

カ 運動部活動を支える組織として、顧問会議、キャプテン会・部会（ミーティング）がある。生徒が活発に活動を展開するための運動部活動の内容と方法を定期的に検討する組織として顧問会議を充実させたり、生徒による自主的な運営を高めていくためのリーダーの育成の役割を担うキャプテン会や部員同士や部員と運動部顧問がお互いの意見等を交換できる場としての部会（ミーティング）を定期的を開催することが必要である。

また、家庭や地域との連携も考える必要があり、保護者の理解と協力は不可欠である。このため、運動部顧問と保護者が話し合う場を大切にし、相互の信頼関係を深めることが大切である。

(2) 運動部活動における不祥事の防止

運動部活動を含め、学校における体罰等の不祥事を防止するためには、教職員一人ひとりが意識を高め、生徒の心身の健全な発達を担う部活動顧問として、自分の言動を常に振り返り、生徒との間に望ましい人間関係を形成する努力を継続することはもちろんのこと、学校として体罰等の不祥事を「しない」、「させない」、「許さない」という雰囲気を校内に醸成し、開かれた組織を確立することが求められる。

ア 体罰の防止

体罰は、「学校教育法」第11条で禁止されている行為であり、教職員個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失ってしまい、本来行わなければならない教育活動が効果的に行えない状況になるなど、学校教育全体において絶対にあってはならないものである。

(ア) 原因又は背景

- ・ 生徒と指導者との間の信頼関係が構築されていない。
- ・ この程度なら体罰には該当しないという甘い認識や、懲戒についての理解不足により、その場の状況で感情的になり、行き過ぎた行動をとってしまう。
- ・ 指導者は、「力で集団の秩序を維持することが効果的である」、「部活動には厳しい指導が必要である」という考えをもっており、「体罰も時には必要である」、「体罰は教育的効果がある」という誤った指導観を持っている。
- ・ 大会での成績や生徒のしつけについて、保護者が過度の期待や願いを持っている。
- ・ 保護者や地域等に対して、活動目標や指導方針について説明がなされていない。
- ・ 指導者には、生徒に「勝つ喜び」を体験させたいという強い思いがあり、指導がうまくいかないことに対する焦りがある。 等

(イ) 未然防止に向けて

- ・ 一時的な感情で行動しないための方法について研修する。
- ・ 人権に関する研修を計画的に実施する。
- ・ 体罰と懲戒の違いについて理解を深める。
- ・ 体罰に頼らない指導力の向上を図るための研修等を活用する。
- ・ 自主的に部活動に取り組む生徒を育成するための指導法について学び、長期

的な視野に立って、根気強く指導する。

- ・ 生徒と向き合う時間を確保し、自主性や集団の中での自律性を育てる指導を心がける。
- ・ 指導者が集まり、厳しい指導と体罰等の許されない指導の区別について、共通認識を図る機会を設ける。

イ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の防止

学校においては、教職員と生徒の関係が固定されているため、生徒が拒否をしたり、逃れたりすることは難しい状況があり、セクハラを起こしやすい環境にある。

運動部活動においては、運動部顧問の果たす役割は重要であるが、ともすれば、生徒に対し絶対的、支配的な立場にあるとの錯覚に陥り、このことがセクハラを起こす要因になっている場合がある。

セクハラを受けた生徒は、学習や部活動への意欲を失ったり、教職員に対する不信感を持ったりするばかりでなく、将来にわたって不安や人間不信を背負う場合があることを深く認識し、教職員として高い倫理観と規範意識の涵養に努めなければならない。

ウ パワー・ハラスメント（パワハラ）の防止

パワハラは「職場の上下関係や権力を利用し、業務や指導などの適正なレベルを超えて、継続的に行われる強制や嫌がらせ」と定義されている。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

指導のつもりであったとしても、適正なレベルを超えると生徒を傷つけてしまう場合がある。また、その適正なレベルは生徒一人ひとり異なるので、生徒に見合った言動をとる必要がある。画一的な対応で生徒を育てることはできない。

また、生徒との良好な人間関係が形成されている場合の「この程度でパワハラと思われるわけがない」という過信には十分気を付けなければならない。

パワハラは、生徒が能力を発揮する機会を押しつぶし、阻害するものであり、個人の尊厳を傷つける人権侵害でもある。パワハラのない運動部活動づくりのためには、運動部顧問と生徒の相互が相手の人格の尊重と、相手方の立場に立った行動をとることが重要であり、運動部顧問が地位等を利用して人格的な支配を行ったり、心理的圧迫や身体的苦痛を与えたりすることは、絶対に認められるものではない。

エ 部費の適正な管理

部費の事務処理については、学校という公の施設において教員により会計処理が行われていること、また、資金の拠出者である保護者への説明責任等を果たす必要があることから、県費外会計ではあるが、県費会計に準じた適正な事務処理が求められる。

(3) 事故防止と事故への対応

ア 事故防止の基本的な考え方

活動中における事故防止を図るためには、個人や個々の部活動のみで対応するのではなく、学校が組織として安全な教育環境実現のため、取り組んでいく必要がある。

また、運動部活動には生徒の年齢・体格・体力・技能・体調・疾患、練習内容や方法、指導者の管理・監督・指導、施設・設備、使用する用具及び自然環境など、様々な要因によって大きな事故や偶発的な事故につながる可能性を有している。

事故は当然と考えるものではなく、また一方、活動が消極的になっても学習の効果が得られない。このため、学校においては、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための万全なシステムづくりが必要である。

また、けがや事故を未然に防ぐためには、生徒一人ひとりが安全に関する知識や技能を身に付け、生徒自身が積極的に自他の安全を守れるようにすることが大切である。

イ 運動部活動を安全に進める上でのポイント

運動部活動中の事故防止においては、「安全学習」と「安全指導」の側面があるが、相互の関連を図りながら、計画的・継続的に進めることが重要であり、活動場面の違いや運動種目等の特性により、安全対策を講じなければならない。同様に「安全教育」や「安全管理」を効果的に進めるためには、学校の教職員の研修の実施等、生徒等を含めた校内の協力体制を構築し、また、家庭及び地域社会と密接に連携を深めながら、「組織活動」を円滑に進めることが重要である。

また、熱中症への対策については、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務となっている。

こうしたことから、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、運動部活動において、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の運動部活動については、原則として行わないようにするものとする。

ウ 事故防止に対する取組

(ア) 連絡体制の整備

万が一、学校の管理下において事故が発生した場合には、生徒の生命を守り、負傷の悪化を最小限に抑えるため、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。応急手当が適切に行われるためには、学校の連絡通報体制が確立されていることが必要であり、平素から全教職員に、どのような時に、どのような対応をするか周知され、共通理解が図られていることが大切である。

(イ) 事故防止のための安全点検等

学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。

(ウ) 指導計画の作成と見直し

運動部活動の指導計画においては、短期(1週間から1か月)だけでなく、中・長期(1～3年)を見通し、段階的、継続的に作成する必要がある。短期間に無理な練習を続けることは、危険が増加するだけでなく、以後の競技生活に悪影響を与えかねない。このため、発育発達の途上にある中学生及び高校生の指導では、中・長期的に計画を作成することが大切である。

また、練習計画を詳細に検討し実施したとしても、実際には、当初の計画との違いが生じてくることから、その日の天候、部員の健康状態や疲労状態等の状況を把握し、適時変更することはもちろんのこと、練習後に、その日の練習をふりかえり、指導及び練習方法、活動場所の変更、練習日時の変更などを検討する必要がある。

エ 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、運動部顧問は状況を把握するとともに、近くの人に協力を求める。応急手当を行うとともに、救急車を要請し、校長等の管理職へ連絡する。

運動部顧問は、救急車に同乗し搬送先の病院を確認し、病院において保護者に状況を説明する。

校長等の管理職は、保護者へ搬送先の病院等の連絡をするとともに、教育委員会へ第一報を入れ、病院へ向かう。

(4) 指導現場での応急処置

運動部活動中において、けがや事故が発生したときの指導現場における応急処置の主なものとして、①心肺蘇生法、②R I C E法(捻挫、打撲、骨折の疑いのあるとき)、③止血法、④頭部外傷への対策、⑤熱中症への対策があげられる。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあること、また、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置するよう努める。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

(2) 外部指導者の活用

ア 部員数が増え、活動が活発になると、部員が求める目標も多様化してくる。運動部顧問としては、様々な工夫をして、全部員の欲求や目標に応えられるようにしていきたい。そのためには、研修会等に参加して自己研鑽に励むとともに、卒業生や地域のスポーツ指導者などの外部指導者に協力を求めることが考えられる。

イ 校長は、高度化・多様化する生徒のニーズに対応するため、専門的な実技指導力を有する指導者（テクニカルエキスパート）、トレーナーや栄養士（トレーニングエキスパート）を活用し、運動部活動の活性化と指導体制の充実に努める。

(3) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、公益財団法人富山県体育協会及び市町村の体育協会、県内の競技団体、総合型地域スポーツクラブ、プロスポーツなどスポーツ関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

(4) 参加する大会等の精選

校長は、富山県高等学校体育連盟、富山県高等学校野球連盟及び富山県教育委員会が定める各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

また、参加する大会に向けての合宿や遠征等の実施についても、年間の活動計画に位置づけるとともに、保護者の出費等、負担はできるだけ少なくするよう配慮する。

